

※診断書を作成する医師へお渡しください。

診断書(成年後見用)を作成していただく医師の方へ

熊本家庭裁判所後見センター(受付)

096-206-5091, 096-206-5184, 096-206-2258

先生が担当されている患者さんに、後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見の利用が検討されています。医師の診断書は、これらの制度利用にあたって、本人の判断能力を判定するための重要な資料になっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

- 2 診断書等から本人の判断能力を判定できる場合には、鑑定をしないこともありますが、一定の事案では鑑定が必要になります。そこで、診断書を作成していただいた先生には、別紙の診断書附票にもお答えくださいますようお願いしています。なお、鑑定は、通常、主治医の先生に依頼しています(精神科医や精神保健指定医である必要はありません)。

正式な鑑定依頼につきましては、家庭裁判所から書面等(鑑定依頼書・宣誓書・鑑定料請求書)を送付する方法により行います。成年後見制度における鑑定は、訴訟事件における鑑定とは異なり、通常、鑑定人に家庭裁判所にお越しいただくことはありません。

診断書・鑑定書の作成方法については、「成年後見制度における診断書作成の手引」及び「成年後見制度における鑑定書作成の手引」を用意しております。これらの手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができますので、併せてご利用ください。

* 後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) → 「手続き案内及び各種書式」
→ 「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」の順に検索してください。